

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界（広域）開発における性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（SOGIESC）に係る情報収集・確認調査（QCBSーランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：全世界（広域）開発における性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（SOGIESC）に係る情報収集・確認調査（QCBSーランプサム型）

調達管理番号：24a00257

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年5月22日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）開発における性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（SOGIESC）に係る情報収集・確認調査（QCBSーランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年7月 ～ 2025年3月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

担当者メールアドレス : Konishi.Sayo@jica.go.jp /

Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年5月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年6月5日 12時
3	質問への回答 5月29日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年6月3日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2024年6月10日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年6月14日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年6月28日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：上記2. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記2. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2. (3) 参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：2Oa00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「2Oa00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま
す。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシ
ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主
任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価
格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三
位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、
計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額
の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%積額とみなして価格点を
算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下
の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N
として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合
評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合
算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

LGBTQIA+²の人々は、世帯・学校・企業・公衆の場を含む様々な領域で、政治的・経済的・社会的に排除されやすい。経済や保健医療等へのアクセスの障壁に直面したり、身体的・精神的・性的暴力等に晒されやすい等、脆弱な立場に置かれることに加え、家族・親族から理解されず疎遠になるケースなどもあり、ホームレスとなったり³、貧困に陥ったり⁴、身体や精神の健康を害したり⁵、暴力や自死などで命を落とすこともある⁶。

その排除の背景には、①出生時に割り当てられた性別（男女）と自認する性が一致すること、②異性を愛することが期待・要求されるジェンダー規範があり、そのジェンダー規範に基づいた法・社会構造と人々の意識・行動が、LGBTQIA+の人々を脆弱な立場に置いている⁷。

一方、JICAは、LGBTQIA+の人々の課題分析や取組アプローチの検討を、これまでほとんど行っていない。しかしながら、各JICA事業の現場から、家族の意向による登校拒否やハラスメントを理由にした中退等により十分な教育を受けられないトランスジェンダーの人々の教育ニーズ（パキスタン）、人身取引被害者の内、トランスジェンダーの人にとって適切な滞在施設や運営ルール等の未整備の課題（タイ）、ベネズエラからのLGBTQIA+難民に対する支援の不足（ブラジル）、更に性的指向・性自

² 性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（SOGIESC）とは、ヒトを分類する属性（例えば同列の属性として「民族」「人種」等）を指し、全ての人々が該当する概念。LGBTQIA+とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア、インターセックス、アセクシュアルの英語の頭文字に、それ以外の在り方を「+」で示したジェンダー・性的マイノリティの略称。SOGIESCのあり方には、LGBTQIA+と、そうではないジェンダー・性的マジョリティの両方を含む。

³ Chloé Vaast & Elizabeth Mills (2018) 'Gender, sexuality and development,' "Routledge Handbook of Queer Development Studies," P. 57-69.

⁴ World Bank SOGI Task Force & Dominik Koehler (2015) "[LGBTI people are \(likely\) over represented in the bottom 40%.](#)"

⁵ WHO, "[Global HIV, Hepatitis and STIs Programmes.](#)" 松本洋輔 (2021) 『[セクシュアルマイノリティとメンタルヘルス](#)』 一般社団法人 日本心身医学会

⁶ Chloé Vaast & Elizabeth Mills (2018). 自死は The Trevor Project, "[Facts About LGBTQ Youth Suicide](#)". 認定 NPO 法人 ReBit d 『[LGBTQ 子ども・若者調査 2022](#)』。

⁷ 例えば、62 の国連加盟国酷は同性愛を犯罪とする法律を有す International Lesbian and Gay Association (ILGA), [Criminalisation of consensual same-sex sexual acts](#), ILGA World Database

認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（Sexual Orientation, Gender Identity and Expression and Sex Characteristics。以下「SOGIESC」とする）の法的整備が比較的進んでいる国（ネパール）で、LGBTQIA+の人々が置かれた状況や支援ニーズにかかる情報が確認されている。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、パキスタン、タイ、ブラジル、ネパールを対象国とし、国別に指定する分野（人身取引を含むジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender Based Violence。以下、「SGBV」とする）、金融包摂、ノンフォーマル教育、難民支援）を中心に、LGBTQIA+の人々の状況や課題の情報収集・整備を行う。また、SOGIESCの視点に立った調査・分析手法および取組内容をJICA事業に取り入れるための検討・提案を行う。

その目的を達成するために「第3条 調査実施の留意事項」に則り、「第4条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示すものを作成する。

第3条 調査実施の留意事項

（1）業務の進め方⁸

【パキスタン、タイ、ブラジルの調査】

机上調査と現地調査に分けて実施の上、提案をまとめる。各対象国の情報収集・分析作業を補助する目的で、現地のSOGIESCの多様性の状況及びその文化背景に詳しいローカルコンサルタントの備上（特殊備上費（一般業務費）での備上）を想定している。

- ① 机上調査：文献やオンラインヒアリング⁹等を通じた情報収集と分析を行い、不明・疑問点を明らかにする。机上調査の対象国別の結果をJICA関係者（ジェンダー平等・貧困削減推進室、関連案件の課題部・地域部、現地事務所、従事する専門家等案件関係者等を想定。以下同様）向けに1時間程度の報告会を実施する。そして、同会でのフィードバックを現地調査に反映する。
- ② 現地調査：一次調査では得られなかった内容を中心に現地調査を行う。現地渡航後、対象国別の結果及びJICA支援策の仮案についてJICA関係者向けに報告会を実施し、フィードバックを情報整備・分析時に反映する。

⁸ 各対象国における専門人材とのネットワーク有無や候補者探しの方法論に関する知識・手法を確認する。また、ローカルコンサルタントへの具体的な依頼内容から、各国の対象分野における情報収集・分析方法に関する知識や理解度及び応募者及びローカルコンサルタントの役割分担の想定を確認する。

⁹ JICAが所有する関係団体・現地専門家等の連絡先や関連情報を共有する予定。

- ③ 情報整備・分析：①②で得られた情報を整理・分析し、JICA の支援案をジェンダー平等・貧困削減推進室と協議しながら、最終報告書にまとめる。

【ネパールの調査】

机上調査及びローカルコンサルタントの備上（特殊備人費（一般業務費）での備上）を通じて、情報収集・分析して提案をまとめる。

- ① 文献やローカルコンサルタント、オンラインヒアリング等を通じた情報収集と分析を行い、JICA の支援策の考案をジェンダー平等・貧困削減推進室及び関連部署と協議しながら取りまとめる。
- ② 結果について JICA 関係者向けに 1 時間程度の報告会を実施する。
- ③ 報告書のフィードバックを受けて修正したものを最終報告書にまとめる。

また、4 か国の情報をまとめた最終報告書の概要資料を別途作成する。

【マニュアルの作成】

・本調査を通じて得た知見を基に、SOGIESC の視点に立った調査・分析手法、情報源、想定し得る SOGIESC の視点に立った取組の実践上の工夫案・留意点を取りまとめる。

（2）国ごとの特徴を考慮した調査の実施¹⁰

- ① 支援対象国・地域における人々の SOGIESC は多様である。よって、「LGBTQIA¹¹」の西洋文化発祥のカテゴリーで自己定義しているとは限らないことに留意する（土着文化に基づくカテゴリーの可能性もある）。
- ② 法・政策や社会構造の包摂度も国によって異なる。法・政策や社会構造が包摂的であっても、当該社会の人々の意識・理解の状況が同様であるとは限らないため、法・政策の実践状況や人々の理解度・意識のギャップに留意する。
- ③ LGBTQIA+は、カテゴリー間で共通する課題と特有の課題がある。「LGBTQIA+」と言っても幅が広いため、机上調査の結果、国の状況に応じて特定のカテゴリーの人々に絞って現地調査をすることも可とする。特定のカテゴリーの人々に絞る場合は、事前に理由も含めて JICA に説明・同意を得ること。

（3）ジェンダー主流化アプローチの採用

- ① 交差性：LGBTQIA+の人々の中には、他の属性（女性性や難民、障害、人種等）と交差して複合的な要因による問題に直面する人々もいる。現地調査で

¹⁰ 多様な SOGIESC の特徴、LGBTQIA+に共通する課題や個別課題に係る知識・理解を基に想定され得る情報収集・分析の項目・手法を確認する。

¹¹ 「+」は「LGBTQIA」以外のカテゴリーを指し、土着文化に基づくカテゴリーも含む。よって、ここでは+を外した「LGBTQIA」と記している。

LGBTQIA+の中から特定の 카테고리に対象者を絞ったとしても、交差性の視点は用いる（例えば、トランスジェンダーの人々を対象にした際でも、交差する属性による課題分析等は可能な限り行う）。

- ② ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ：取組案は、ジェンダーに基づく権力関係の変容を目指し、①可能能力強化、②人々の意識や行動変容、③政策制度の整備や組織体制の変革の3側面から、その権力関係の根本要因にアプローチするジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチを援用する。

（4）本業務に関する発注者側の体制

本業務全体の取りまとめや調査の調整はガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室が行う。また、調査に当たっては、ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室を通じて、関連事業の主管部や在外事務所が必要に応じて情報共有、協議等を行う。

第4条 調査の内容

（1）LGBTQIA+関連の知見の確認及び分野別の分析・調査手法の策定

- ① 人身取引を含む SGBV、金融包摂、教育、難民における LGBTQIA+の人々の課題の知見や支援方法、分析の枠組みやツールの有無と内容、JICA の社会・ジェンダー分析の枠組み、LGBTQIA+の人々を調査する際の留意点等を、文献調査及び関連の国連機関や他ドナー等へのオンラインヒアリング等を通じて確認する。
- ② 本調査に用いる分析の枠組みや調査手法を分野別に策定する。

（2）調査対象国の国別開発協力方針及び実施中の案件一覧を概観し、下記対象国・分野における JICA の既存の取組状況を確認する。

- パキスタン：①SGBV 撤廃、②金融包摂、③ノンフォーマル教育
- タイ：人身取引対策（難民、障害者含む）
- ブラジル：難民支援
- ネパール：実施中の案件（協力隊事業含む）

（3）課題確認とギャップ分析¹²

対象国における情報収集・分析の内容は下記を参考にしつつ、策定した分析枠組みを用いて見直し及び情報収集・分析を行う。

¹² 対象分野別の SOGIESC の視点に立った情報収集や分析項目・手法の提案内容を通じて、各対象分野及び SOGIESC の専門性を確認する。

- ① 各対象国の（ア）法・政策上のLGBTQIA+の包摂度、（イ）LGBTQIA+の全般的な状況、および（ウ）NGOや研究者等が指摘して顕在化しているLGBTQIA+が直面する課題を確認・分析する。
- ② 対象国の対象分野別に、政情分析（現政府の姿勢、取組方針や実施状況）及びLGBTQIA+の課題に取り組む上での影響や可能性・リスクを確認・分析する。
- ③ 対象国における他ドナーや国連機関、国際・ローカルNGO等による支援状況（支援戦略、アプローチ、事業内容、成果と課題、教訓等）を確認・分析する。
- ④ 対象国の対象分野に関連したLGBTQIA+の人々が直面する課題状況やその要因を確認・分析する。
- ⑤ 課題や要因へのアプローチに有用と考えられる日本やJICAの強み・リソース・経験の有無を確認する。
- ⑥ 上記収集した情報を基に、支援のギャップ分析（どの課題の対応がなされ、何が必要とされているのか、JICAが支援する際の留意点等）を行う。

（４）支援策の考案

- ① 以下の表を参照の上、対象国別に、支援の形式や取り組み案（PDMに組み込む内容を想定）を具体的に考案する。特に、LGBTQIA+の人々の課題解決を主目的としない案件に対して、どのように包摂的な取り組みが可能かを中心的に考案する。また、日本やJICAの強み・リソース・経験と関連付けられるもの、実施中・予定する案件で組み込みを想定しえるものは、その旨提案する。さらに、JICAの案件や他ドナー等の教訓を参考にして策定する。

表 各国・対象分野別の具体的な調査内容や関連事業

パキスタン：①SGBV、②金融包摂、③ノンフォーマル教育
<p>① SGBV: LGBTQIA+のSGBVサバイバーや支援の状況を調査し、保護や自立・社会復帰推進の支援案を提案する。</p> <p>【関連事業】技術協力「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー」(2021-2023)。</p> <p>② 金融包摂：LGBTQIA+の人々の金融アクセスの状況や課題を調査し、包摂に必要な手法を提案する。</p> <p>【関連事業】「中小企業金融にかかる情報収集・確認調査」(2017-2018)、「女性家内労働者向けマイクロファイナンス・サービス拡充にかかる情報収集・確認調査」(2022-2025)</p>

<p>③ 教育: SOGIESC の視点からノンフォーマル教育における手法や展開方法を考案する。また、関連事業における速習型学習プログラムの実施状況や結果を調査し、トランス学校¹³へのアプローチや展開方法を提案する。</p> <p>【関連事業】技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ 2」(AQAL2) (2021-2025)</p>
<p>タイ：人身取引対策</p>
<p>LGBTQIA+の人身取引の被害を含む状況・課題及び人身取引対策上の状況・課題を調査し、支援案を提案する。なお、難民や障害の視点も含める。</p> <p>【関連事業】技術協力「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」(2022-2025)、基礎情報収集・確認調査「難民キャンプにおけるコミュニティ防災支援」(2023)、基礎情報収集・確認調査「難民キャンプにおける収入向上支援」(2023)、インクルーシブで強靱な地域間協力のための障害者参加促進アドバイザー(2022-2024)</p>
<p>ブラジル：難民支援</p>
<p>LGBTQIA+のベネズエラ難民の置かれた状況や直面している課題を確認する。その上で、経済的エンパワメントやホスト・コミュニティへの統合の観点を中心に調査し、支援案を提案する。</p> <p>【関連事業】「ブラジル国内のベネズエラ難民の職業訓練分野における基礎情報収集・確認調査」(2022-2023)</p>
<p>ネパール：SOGIESC 全般</p>
<p>LGBTQIA+の人々への政府の取組やその結果、現在の課題及び支援状況を確認し、協力隊事業含む JICA 事業における取り組み案を考案する。</p> <p>【関連事業】なし。</p>

- ② ①の取組案を实践する際、地域や社会の特性（法・政策、宗教、民族、社会規範、LGBTQIA+の状況等）を踏まえた工夫や留意点をまとめる。

（5）マニュアルの作成

¹³ 公立学校の空いている時間をトランスジェンダーの人々用に割り当て、速習型学習プログラムを提供する学校。

本調査を通じて得た知見を基に、SOGIESC の視点に立った調査方法を取りまとめる。具体的に、案件計画時の情報収集・分析時に有用な情報（調査項目案・分析手法等）を想定し、①分野横断で汎用性のあるレベルと②本調査の対象分野別のレベルの両方の調査方法がまとめられたマニュアルを作成する。

※ 「分野横断的」の具体的なレベルは、[ガイドランスノート「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」](#)の社会・ジェンダー分析等の内容の例、「分野別」は「[JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き](#)」の調査項目等の内容レベルを想定。

また、下記2点もとりまとめて、同マニュアルに含める。

- ①SOGIESC 関連の情報源（関連機関／組織・人材リスト、関連資料及び文献リスト）
- ②分野横断、及び可能であれば本調査の対象分野別に、取組を実践する際の工夫や留意点（「[JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き](#)」の第3章 STEP4 の内容レベルを想定）。

第5条 報告書等

（1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、⑥最終報告書及び概要資料と⑦マニュアルとする。

① 業務計画書

記載事項：業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画等をまとめたもの。

提出時期：業務開始後 10 日以内

部 数：電子データ英文 1 部（PDF 及び Word 形式）

② 情報収集・分析方法の報告書

記載事項：分析枠組み、調査手法、（SOGIESC 関連如何に関わらず）対象国別の JICA の取組状況等をまとめたもの。

提出時期：業務開始後 1 か月以内（2024 年 8 月を想定）

部 数：電子データ英文 1 部（PDF 及び Word 形式）

③ 対象国別・国内調査報告書及び報告会資料（パワーポイント形式）

記載事項：対象 3 か国（パキスタン、タイ、ブラジル）及び同国内の対象分野別に調査結果等をまとめたもの。

提出時期：国内調査終了時（2024 年 11 月中旬を想定）

部 数：

（ア）国内調査報告書：対象 3 か国別に電子データで各 1 部・計 3 部（PDF 及び Word 形式の 2 形式で提出・計 6 ファイル）。英文で提出。

（イ）報告会資料：国内調査報告書の内容をまとめたものを電子データで各 1 部・計 3 部（PDF 及び PowerPoint 等編集可能なファイル形式で提出・計 6 ファイル）。和文で提出。

- ④ 現地調査報告書及び報告会資料（パワーポイント形式）
記載事項：対象3か国別の現地調査の報告（面談記録含む）及び JICA の支援策の案
提出時期：2025年1月を想定
部数：
（ア）調査報告書：対象3か国（パキスタン、タイ、ブラジル）別に電子データで各1部・計3部（PDF及びWord形式の2形式で提出・計6ファイル）。英文で提出。
（イ）報告会資料：調査報告書の内容をまとめたものを電子データで各1部・計3部（PDF及びPowerPoint等編集可能なファイル形式で提出・計6ファイル）。和文で提出。
- ⑤ ネパール調査報告書及び報告会資料（パワーポイント形式）
記載事項：ネパールの調査概要・結果等をまとめたもの。
提出時期：2025年1月を想定
部数：
（ア）調査報告書を電子データで1部（PDF及びWord形式の2形式で提出。英文で提出。
（イ）報告会資料：調査報告書の内容をまとめたものを電子データで1部（PDF及びPowerPoint等編集可能なファイル形式の2形式で提出）。和文で提出。
- ⑥ 最終報告書及び概要資料（パワーポイント形式）
記載事項：最終報告書は、調査概要・結果、調査プロセス・成果・教訓、対象国別の JICA 支援策や具体的な取り組み案の提案、等。また、最終報告書は、⑦マニュアルを添付資料とする。概要資料は、同報告書の本文を端的にまとめたものを想定（マニュアルは含まない）。
提出期日：2025年2月28日
部数：電子データ英文・和文（CD-R 1枚にPDFファイルで提出。また、別途、PDF及びWordやPowerPoint等編集可能なファイル形式の2形式をe-mailまたはオンラインストレージを通じて提出）
※ 目次案は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。
- ⑦ マニュアル
記載事項：分野横断的及び分野別に、調査内容（調査項目含む）、調査手法、SOGIESC 関連の情報源、実践上の工夫や留意点等をまとめたもの。⑥の添付資料とは別に、独立した形で提出。
提出期日：2025年2月28日
部数：電子データ英文・和文（PDF及びWordやPowerPoint等編集可能なファイル形式の2形式をe-mailまたはオンラインストレージを通じて提出）

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- 各種報告書は、発注者の確認・修正を経て、最終化する。

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	各国のローカルコンサルタントの候補者の特定、選定、具体的な依頼内容	第3条 調査実施の留意事項(1)
2	LGBTQIA+の共通課題及び個別課題の情報収集や分析項目・手法	第3条 調査実施の留意事項(2)
3	各分野(人身取引対策を含むSGBV、金融包摂、難民、教育)におけるLGBTQIA+の人々の状況や課題に係る情報収集や分析の項目・手法	第4条 調査の内容(3)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ジェンダー主流化、社会的包摂、脆弱層支援に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：パキスタン、ネパール、タイ、ブラジルでの業務経験（より多くの対象国（4か国）における経験を有する応募者を高く評価する）
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本契約は期分け対象外です。

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途：
約12.2人月

- 2) 渡航回数を目途：全7回（パキスタン3回、タイ2回、ブラジル2回）

渡航先は、パキスタンはイスラマバード、ラホール、ムルタン、カラチ、タイはバンコク、ブラジルはブラジリア、ロライマ州、南部州（サンタ・カタリナ州やパラナ州）を想定しているが、机上調査を経て確定する。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、契約時から大幅な変更が生じた場合には、契約変更を行います。

(3) 現地再委託

特になし。

(4) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料

- 『ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー』（パキスタン国）業務完了報告書
- 『LGBTQIA+と SOGI JICA 職員向け内部資料』（作成中原稿）
- 基礎情報収集・確認調査「難民キャンプにおけるコミュニティ防災支援」報告書
- 基礎情報収集・確認調査「難民キャンプにおける収入向上支援」報告書
- 「インクルーシブで強靱な地域間協力のための障害者参加促進アドバイザー」案件概要表
- 「ブラジル国内のベネズエラ難民の職業訓練分野における基礎情報収集・確認調査」最終報告書

2) 公開資料

- [「プロジェクト概要:オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2 \(AQAL2\)」](#)
- [「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2 \(AQAL2\)」](#)
- [「多様な社会のニーズに応える教育—トランスジェンダー向け初等教育—」](#)
- [『パキスタン・イスラム共和国 オルタナティブ教育推進プロジェクト事業完了報告』](#)
- [『パキスタン国 中小企業金融にかかる情報収集・確認調査最終報告書』](#)
- [『タイ王国 人身取引対策のためのメコン地域 ネットワーク強化』](#)
- [『全世界 新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査』](#)
- [『クラスター事業戦略 「ジェンダーに基づく暴力 \(SGBV\) の撤廃』](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無（なお、英語の他、ブラジル国において現地調査業務の際に使用する言語はポルトガル語及びスペイン語、パキスタンではウルドゥー語他、タイではタイ語の想定です。）
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

パキスタンの現地渡航は、「国別安全対策措置」の記載内容を遵守する。渡航前は、ジェンダー平等・貧困削減推進室に予定を共有し、JICA 内部での渡航承認及びブリーフィングの受講を以て渡航を可とする。カラチ渡航の際はランドクルーザー相当の車両を使用し、武装警備を同乗させるよう事前に要手配。行動規範として、テロ回避の行動計画を立てるとともに、移動時は車両を使用する。JICA パキスタン事務所のオペレータールームに、毎日定時、都市間移動時、パキスタン入国時等連絡する。空路移動は原則パキスタン航空、フライトスケジュール等の事情によってはシャヒーン航空やエアブルーの利用も可とする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版（2024年4月追記版））」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務のうち、パキスタン国については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

調査対象は、パンジャブ州ラホール市外、ムルタン市およびシンド州カラチ市を想定しています。

（2）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

60,927,000円（税抜）

なお、定額計上分 70,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (1) 報酬について	70,000円	車両への武装警備同乗一式 (パキスタン国カラチ渡航時)	一般業務費⑧雑費

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

・パキスタン国内における宿泊については、事務局が指定するホテルのみ宿泊可能です。

・ブラジル国内における宿泊については、「安全対策措置」欄記載の対象地（サンパウロおよびリオデジャネイロ）の場合は、事務局が安全確認したホテルのみ宿泊可能で領収書による実費精算となります。なお、現時点では、サンパウロおよびリオデジャネイロに宿泊することは想定していません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)